

P T B パチンコホール会計基準

一 概要

パチンコホール事業を営む企業（以下パチンコホールという）の会計は、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う。このP T Bパチンコホール会計基準（以下本基準という）は、パチンコホール業界の取引及び環境を考慮し、企業会計の慣行に沿った会計処理を行うために、特に業界固有の会計処理について公正妥当な会計の基準を設定することにより、財務情報の適正化を図り、パチンコホールの経営の透明化に資することを目的としている。

したがって、本基準に特に記載のない項目については、企業会計原則、企業会計基準等、および中小企業に対し事務処理能力等の観点から認められる簡略な会計処理を含む企業会計の慣行に従うことになる。

二 用語の定義

- 1 遊技機とは、パチンコ遊技機とスロット遊技機をあわせていう。
- 2 遊技球とは、パチンコ玉とスロットコインをあわせていう。
- 3 貸玉とは、客に遊技させるために貸与する遊技球をいう。
- 4 貸玉単価とは、貸玉1球あたりに客が支払う貸し出し料金をいう。
- 5 貯玉とは、客が遊技の結果得た遊技球を景品に交換せずにパチンコホールに預けたものをいう。
- 6 再プレイとは、客が貯玉を引き出して遊技することをいう。
- 7 景品原価とは、遊技の結果得た遊技球と交換に客に提供する景品に係る原価をいう。
- 8 労務費とは、従業員の労働対価をいい、下記の費目より構成される。
 - (1) 給料手当
 - (2) 雑給
 - (3) 賞与手当
 - (4) 退職給付費用
 - (5) 法定福利費
 - (6) 福利厚生費
 - (7) その他
- 9 遊技機関連費用とは、遊技機の設置、運用、保管、除却等に関して発生する費用をいい、下記の費目より構成される。
 - (1) 遊技機の取得価額、減価償却費、および賃借料（九、遊技機を参照）
 - (2) 遊技機の設置および移設に要する費用
 - (3) 遊技機の機能維持に要する費用
 - (4) 遊技機の除却、廃棄に要する費用およびリース解約損（九、遊技機を参照）
 - (5) その他遊技機に関連して発生する費用
- 10 設備費とは、遊技機以外の設備の維持管理等に係る費用をいい、下記の費目より構成

される。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 減価償却費 | (5) 遊技球の維持管理費用 |
| (2) 修繕費 | (6) 固定資産税等設備に課される税金 |
| (3) 賃借料 | (7) リース解約損 |
| (4) システム使用料 | (8) その他遊技機以外の設備に関連して発生する費用 |

なお、遊技機以外の設備には、下記のような設備が含まれる。

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 店舗用地 | (4) 営業設備（店舗情報システムを含む） |
| (2) 店舗建物 | (5) 事務用設備 |
| (3) 駐車場 | (6) その他営業に必要な設備 |

11 運営経費とは、店舗の運営に要する費用をいい、下記の費目より構成される。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 水道光熱費 | (5) データ管理料その他店舗情報システムの運営費 |
| (2) 交際費・会議費 | (6) カード発行手数料 |
| (3) 広告宣伝費 | (7) その他店舗の運営に必要な費用 |
| (4) 諸会費 | |

12 経済的使用期間とは、遊技機を営業に供用してから営業への供用を終了するまでの期間をいう。

三 売上

1 会計処理の選択適用

パチンコホールは、次の2つの方法から適切な売上計上基準を選択し適用する。

2 売上の認識と測定

- (1) 売上は、客に遊技球を貸与した日に認識し、貸与した遊技球の対価をもって売上金額とする（以下グロス方式という）。
- (2) 売上は、客が遊技の結果獲得した遊技球を景品に交換した日に認識し、貸与した遊技球の対価から客に提供した景品原価を控除した金額をもって売上金額とする（以下ネット方式という）。また、貯玉については八2の規定により売上に加減算する。

3 損益計算書への注記

ネット方式により売上を計上した場合は、遊技球を貸与した対価、顧客に提供した景品原価を損益計算書に注記する。

四 売上原価

1 会計処理の選択適用

パチンコホールは、次の2つの方法から適切な売上原価の範囲を選択し適用する。

2 売上原価の範囲

- (1) 景品原価（貯玉原価を含む）のみを売上原価とする。この方法は、売上をネット方式で計上した場合には適用できない。
- (2) 下記の費用を含む店舗運営にかかる一切の費用をもって売上原価とする。

景品原価（貯玉原価を含む） 設備費
遊技機関連費用 運営経費
労務費 その他店舗で直接発生した費用

ただし、ネット方式により売上を計上した場合には、景品原価（貯玉原価を含む）は売上原価には含めない。

五 販売費及び一般管理費

1 販売費及び一般管理費に計上する費用

販売費及び一般管理費は、売上原価以外の費用であって、支払利息等金融費用を除いた費用をいう。

2 店舗で発生した販売費及び一般管理費

景品原価のみを売上原価に計上した場合には、店舗で発生した遊技機関連費用、労務費、設備費、運営経費、その他の費用も販売費及び一般管理費に計上し、店舗で発生した費用のおおよその割合を損益計算書に注記する。

六 営業外損益

1 営業外損益に計上する費用

支払利息等の金融費用は、営業外費用として計上する。支払ったリース料に含まれる利息相当額についても同様である。

七 プリペイドカード

1 自社発行型プリペイドカードの会計処理

（1）発行時の会計処理

自社発行型プリペイドカードを発行した場合には、入金額を前受金として扱う。

（2）売上の認識

カードを利用する客に遊技球を貸与した時点で前受金から売上に振り替える。

2 第三者発行型プリペイドカードの会計処理

（1）プリペイドカード購入時の会計処理

カード発行会社からのカード購入に際しては、額面価額にカード発行手数料を加算した額を取得原価としてプリペイドカード勘定に借記する。

（2）プリペイドカード売却時

客にカードを販売した場合、取得価額でプリペイドカード勘定に貸記するとともに、販売対価との差額をカード発行手数料として運営経費に計上する。

（3）売上の認識

カードを利用する客に遊技球を貸与した時点で貸玉の対価をもって売上を計上し、同時にカード発行会社に対する未収金を計上する。

八 貯玉

パチンコホールは、売上を計上する際に選択した方法に従い、次の方法により貯玉の会計処理を行う。

1 グロス方式により売上を計上した場合

貯玉は遊技球を景品と交換する権利を客が留保しパチンコホールに寄託したものと解し、景品を提供する義務に基づく負債として貯玉を認識する。

パチンコ玉・スロットコインの別に、貸玉単価が異なるごとに貯玉残高数量に貸玉単価を乗じ、その合計額に景品原価率を乗じた金額をもって、預かり景品（負債）とする。

預かり景品計上額と同額を貯玉原価として売上原価に算入する。なお、翌期首には期末に計上した預かり景品と貯玉原価を振り戻す洗い替え処理を行う。

貯玉による再プレイは売上を認識しない。

2 ネット方式により売上を計上した場合

貯玉は再プレイの権利を客が留保しているものと解し、無償で遊技球を貸し出す義務に基づく負債として貯玉を認識する。

期末にパチンコ玉・スロットコインの別に貸玉単価が異なるごとに貯玉残高数量に貸玉単価を乗じた金額の合計額をもって貯玉預り金とする。

貯玉預り金は売上から控除する。

貯玉により再プレイをし、遊技球を景品に交換した時に売上を認識する。

九 遊技機

1 取得原価の構成要素

遊技機の取得原価は、下記の要素から構成される。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 購入代価 | (3) 入替申請に係る書類作成費用 |
| (2) 引取運賃 | (4) その他遊技機を取得し稼働させるために必要な費用 |

2 取得時の会計処理

遊技機は下記の分類に応じて会計処理を行い、貸借対照表上、遊技機として有形固定資産の区分に独立掲記する。

- (1) 取得時に経済的使用期間が1年を超えると見積られる遊技機は、経済的使用期間にわたり減価償却を行ない、未償却残高を貸借対照表に計上する。遊技機の減価償却計算は一般的な有形固定資産と同様の処理による。減価償却費と撤去時に発生する除却損は、発生した期間の遊技機関連費用に計上する。
- (2) 取得時に経済的使用期間が1年以下と見積られる遊技機でも、事業運営上の重要性があると認められる場合は、取得原価を使用予定期間にわたり月ごとに均等に配分し、途中で期末を迎えた場合には未配分残額を(1)の未償却残高と合計して貸借対照表に計上する。ただし、本基準を初めて適用する年度の前年度において異なる会計処理方法を採用している場合には、その会計処理方法が遊技機の使用状況に照

らして不合理と認められない限り、当面これまでの会計処理方法を継続して適用することができる。

3 貸借対照表への注記

上記2(2)ただし書きの会計処理方法を行う場合は、原則的な会計処理方法によつた場合の未配分残額もしくは未配分残額と同等とみなされる金額を貸借対照表に注記する。

4 リースによる取得

リース資産として導入した遊技機については、原則として取得した場合と同様の会計処理を行う。ただし、経済的使用期間が1年を超える遊技機であっても、少額リース資産に該当する場合は、賃借料をリース期間にわたり遊技機関連費用に計上できる。また、リース解約損が発生した場合は遊技機関連費用に計上する。

5 税効果会計の適用

2および4の会計処理により費用に計上される額と税務上の損金算入額が実質的に異なる場合には、税効果会計を適用する。

十 実施時期等

平成24年4月1日以降開始事業年度より発効する。

以上